

# 当医院からのご案内

## ● 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

## ● 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

## ● 新しい義歯(取り外しできる入れ歯)を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

## ● 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

## ◆ 当医院は、通常明細書の発行はしておりませんが、

ご必要な場合には、前もってお申し出ください。

なお、発行に際しては、 \_\_\_\_\_ 円（消費税込）が必要です。

## ◆ 当医院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

## ● 金属床による総義歯の提供(料金の一部は保険から補填されます)

コバルトクロム床 \_\_\_\_\_ 円      チタン床 \_\_\_\_\_ 円      金床 \_\_\_\_\_ 円

## ● お子様(16歳未満)のう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っています。

フッ化物の塗布 \_\_\_\_\_ 円      小窩裂溝填塞(シーラント) \_\_\_\_\_ 円

重複記載のため削除

## ~~● お子様(16歳未満)のう蝕の指導管理とフッ素塗布等を行っています。~~

## ● 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

\_\_\_\_\_ 歯科医院 管理者(院長)： \_\_\_\_\_